

徳島県議会規程第一号

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県議会議長 寺 井 正 邇

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程

徳島県議会事務局規程（昭和三十九年徳島県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二号中「こと」の下に「（その例によることとされる会計年度任用職員  
の通勤手当及び通勤費用弁償に係る事務を含む。）」を加える。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の服務等）

第三十条 会計年度任用職員の服務、人事評価、盗難及び火災等の防止並びに非常心得については、知事の事務部局の例による。

2 会計年度任用職員の任用等並びに給与及び費用弁償については、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年徳島県規則第二十四号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の例による。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。